**瀬戸市施設園芸用燃油価格高騰対策支援金事業概要**

瀬戸市では、燃油価格の高騰により経営環境が悪化した施設園芸農業者を支援します。

**１　支援対象者（以下の条件をすべて満たすこと）**

⑴　瀬戸市内（以下「市内」という。）で農業を営む施設園芸農業者であること。

⑵　県要綱第１に規定する県支援金の交付を受けていること。

⑶　県支援金以外に国又は他の地方公共団体から施設園芸等燃油価格高騰対策に関する支援金等を受けていないこと。

⑷　市税の滞納がないこと。

⑸　瀬戸市暴力団排除条例（平成２３年瀬戸市条例第１２号）第２条第１号に規定する暴力団又は同条第２号に規定する暴力団員（以下「暴力団等」という。）でないこと。

⑹　暴力団等と密接な関係を有するものでないこと。

**２　支援金**

愛知県施設園芸用燃油価格高騰対策交付等要綱の規定に基づく支援金額と同額を支援します。

|  |  |
| --- | --- |
| 基準価格 | 価格高騰分 |
|  |  |  |
| Ａ重油 | （８１．６円/リットル） | １/２愛知県支援金 | １/２瀬戸市支援金 |
| 灯油 | （８６．５円/リットル） |

**３　対象となる施設園芸用燃油**

　　令和４年１０月から令和５年３月までを対象期間とした県支援金の交付を受けたＡ重油及び灯油

**４　交付申請期間**

　　令和５年３月１日から３月３１日まで

※　予算の上限に達し次第、申請を締め切ります。

**５　提出書類**

(1)　市内で営農実態が確認できる書類の写し

(2)　県対象期間の県支援金の入金が確認できる書類の写し

(3)　振込先口座が分かる書類の写し

(4)　口座振込依頼書（瀬戸市会計規則（昭和２９年瀬戸市規則第４号）第１４条に規定する口座振込依頼書をいう。）

(5)　本人確認書類の写し

(6)　⑴から⑸に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

**６　問い合わせ・申請先**

申請は産業政策課窓口にて受け付けます。

瀬戸市追分町64番地の1　瀬戸市役所産業政策課　アグリカルチャー推進係

TEL　0561-88-2653(直通)